登校許可証明書

晃華学園　中学校
高等学校　　年　　組　　番　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（この枠内は保護者が記入してください）

※以下の内容は医療機関で記入してください

医師が記入した登校許可書が必要な感染症（該当する病名に○印をつけてください）

○印	病名	登校停止期間
1	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	
10	コレラ	
11	細菌性赤痢	
12	腸管出血性大腸菌感染症	
13	腸チフス	
14	パラチフス	
15	流行性角結膜炎（はやり目）	
16	急性出血性結膜炎	

以下の感染症については、主治医より出席停止の指示があった場合提出してください

1	溶連菌感染症
2	感染性胃腸炎
3	マイコプラズマ肺炎

上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校が可能であることを証明します。

出席停止期間　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日まで

平成　　年　　月　　日から登校してもよいことを証明します

医療機関名および医師名

平成　　年　　月　　日

㊞

＊保護者の方へ　以下の点をご確認ください
＜発症時＞
体調不良により早退した当日に受診し、出席停止になる感染症と診断された場合、「早退」は取り消され、「欠課」にもなりません。
＜登校時＞
登校禁止期間終了日が休診日の場合は、その翌日受診し登校許可書に証明をもらってから登校してください。なおその場合始業時間に間に合わなくても「遅刻」扱いにはならず、「欠課」にもなりません。